

決済機能から見た 金融サービスの变化



野村総合研究所 執行役員
クラウドサービス本部長
金融ソリューション事業本部 副本部長

たけもと ともしげ
竹本 具城

筆者は、野村総合研究所（NRI）でオフショア開発が活発になった2000年ごろから定期的に中国に出張しており、今でも3カ月に1回程度は出張がある。行き先は北京が多い。出張先では、朝食を済ませた後に1時間ほど運動のためにホテルの周辺を散策する。滞在するホテルは決まっているので、散策のルートもさほど変わらない。ホテルは大通りに面しており、近くにバスの停留所がある。その近くには手抓餅（中国式クレープ）や粥、饅頭（中国式蒸しパン）などの朝食を売る屋台が並んでいる。

どの屋台も1人か2人で切り盛りしており、繁盛している店ではお客さんが紙幣を缶に入れて自分で釣り銭を取っていったりもする。2016年末に出張した時に、いつものように屋台の前を通りすぎた時、ふと目に入ったお客さんのしぐさが気になった。よく見るとスマートフォンで支払いをしていたのである。中国でスマートフォン決済が拡大していることは聞いていたが、日本で例えるならば夏祭りの屋台のようなごく小さな店でも利用できるようになっていたのはさすがに予想外であった。

見たことを出張先で話したところ、若い人は現金を持ち歩かず、偽札があるので店もスマートフォン決済の方が安心ということで、

使える店が増えているのだという。

中国でのスマートフォンによる決済サービスは、AliPayとWeChatPayが二強として急速に拡大している。2つのサービスとも、スマートフォンに専用アプリをインストールして銀行の口座情報を登録し、支払時にQRコードを読み込めば決済ができる。両者の取扱高は2015年で合計約10兆人民元（約159兆円）と推計される（中国人民銀行の資料による）。またNCBラボ（旧・日本カードビジネス研究会）によると、中国最大の銀聯（ぎんれん）カード（クレジットカード、デビットカード）の2015年の取扱高は約53.9兆人民元（977兆円）に上るといっているので、合わせると1千兆円を超えることとなる。

日本での2015年の電子マネーの取扱高は、流通系の楽天Edy、WAON（イオン）、nanaco（セブン・カードサービス）に交通系のSUGOCA（JR九州）、ICOCA（JR西日本）、Suica（JR東日本）、Kitaca（JR北海道）、PASMOの8社合計で約4.6兆円（交通系電子マネーにおける運賃利用を除く）である（2016年12月発表の日銀「決済動向」による）。これに2015年のクレジットカードとショッピングクレジットの信用供与額、それぞれ約49.8兆円と8.1兆円（一般社団法人日

本クレジット協会発表)、デビットカードの約4,285.5億円(日本デビットカード推進協議会発表)を足しても約63兆円にすぎない。その一方で、2015年の日本の国内家計最終消費支出は293.6兆円(内閣府「国民経済計算」)なので、電子決済(クレジットカード、電子マネー、デビットカード)の比率は約21%となる。キャッシュレス決済はまだかなりの成長を見込めると考えてよいだろう。

経済産業省は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた電子決済拡大の方策を2014年に取りまとめている。主な内容は①海外発行クレジットカード等での現金の引き出しが可能なATMの普及②地方商店街や観光地等でのクレジットカード等決済端末の導入促進③公的納付金の電子納付の一層の普及—となっている(www.meti.go.jp/press/2014/12/20141226003/20141226003.html)。

電子決済の拡大には、利便性の高いモバイルアプリの存在は当然として、利用可能な場所を増やすことが重要である。経済産業省の方策は、日本における電子決済を拡大するための社会インフラのさらなる整備が必要であることを示している。

そもそも、日本における前述の主要な電子マネーは事業会社の既存事業との連携を中核にするサービスであるため、利用者は店舗や用途に応じて電子マネーを使い分ける状況となっている。一方で事業会社は、他社や自治体などとの連携によって利用可能な地域を拡大することで自社の電子マネーによる電子決済の利便性を高めるとともに、個人や事業者

向けの融資も行うことで金融サービス全体の利便性の向上と拡大を進めている。

これまで、銀行は法律によって一般事業会社への出資比率が5%以下に制限される一方、事業会社による銀行への出資には規制がなかったため、事業会社が銀行業へ参入することが可能だった。そこで事業会社は電子決済サービスを提供するだけでなく、傘下の金融子会社を通じて資金決済や融資に進出するなど、金融機能のアンバンドリング(分解)を進めてきた。

しかし2016年5月25日に成立した改正銀行法により、銀行が認可を得られれば5%を超えて事業会社へ出資できるようになったことで、今後は銀行による金融関連IT企業への出資が増えることが予想される。これにより、これまで事業会社が進めてきた金融機能のアンバンドリングと平行して、銀行が事業会社を取り込む金融機能のリバンドリング(再結合)の動きも進んでいくと思われる。

ゆうちょ銀行は、VISA加盟店と提携してプリペイドカードの「mijica」による決済の試行を2017年1月下旬から仙台市内および熊本市内で始める予定である。カードは試行地域内の提携店で発行され、地域経済の活性化やキャッシュレス決済の拡大を目指すという。横浜銀行も2017年3月をめどに、GMOペイメントゲートウェイと提携した「はまPay」というデビットカード型のスマートフォン決済サービスを始めることにしている。このように、金融機関が電子決済サービスを取り込む金融機能リバンドリングの動きは実際に始まっているのである。 ■